

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 14 日

各都道府県
性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター所管課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

成人年齢の引下げに係るいわゆるアダルトビデオ出演強要問題に関する対応の強化について

日頃より、性犯罪・性暴力被害者の支援等に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年4月1日より、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳、19歳の若年者が親の同意を得ずに契約を結ぶことができるようになり、また、未成年者であることを理由とした契約の取消し（未成年者取消権）をすることができなくなります。

いわゆるアダルトビデオ出演契約についても、令和4年4月1日からは、18歳、19歳の若年者が契約をした場合、未成年者取消権を行使することができなくなります。

このため、内閣府では、成年年齢の引下げに伴い、若年層のアダルトビデオ出演強要などの被害予防のため、本年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせ、ポスター・リーフレットを作成し、大学等に配布するとともに、啓発動画を作成し、Twitter、Instagram、facebook、YouTubeなどのSNSや、鉄道各社のトレインチャンネルで周知を行うこととしておりますので、貴都道府県においても周知をいただきたく、お知らせいたします。

若年層の性暴力被害予防月間 特設ホームページ

(https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html)

また、アダルトビデオ出演契約を締結したとしても、年齢に関わらず、不当な手段によって締結された契約であれば、民法に基づき、詐欺、強迫等を理由とする取消権を行使することができます。さらに、消費者契約法では、一般論として、例えば、撮影現場で新たな契約の勧誘が行われ、消費者が退去する意思表示をしたにもかかわらず事業者が退去させない等

の行為が行われた場合には、消費者は消費者契約法により当該契約に係る意思表示を取り消すことができます。

つきましては、貴都道府県の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題に係る相談があった場合には、引き続き、医療的支援、心理的支援に加え、弁護士相談や弁護士紹介等の法的支援、警察への相談等を積極的に進めるようお願いいたします。

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
林、城谷、原

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-5253-2111 (内線 37551)

E-mail : g. sa. j8t@cao. go. jp